

いきいき福祉バス制度の概要について

地域内の交流促進や団体の育成を目的に実施する事業に借上バスを利用した場合に借上料の一部を助成します。

補助対象者

- (1) 金沢市社会福祉協議会
- (2) 地区社会福祉協議会
- (3) 金沢市民生委員児童委員協議会
- (4) 地区民生委員児童委員協議会
- (5) 金沢市老人連合会
- (6) 金沢市老人連合会加入老人クラブ
- (7) 地域住民の大部分で構成され、活動内容が地域福祉の増進と密接に関係する団体
- (8) その他市長が地域福祉活動の実績があると認める団体（以下、特認団体）
※（7）（8）の団体は、原則として、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会または金沢市地域包括支援センターが活動内容を把握しており、今後の日常生活支援や見守りに関して、情報の提供や協力を見込めることが要件

対象事業

利用できる団体が次に掲げる事業を実施する場合に利用できます。

- (1) 教養を高め、知識を深める事業
- (2) 健康保持を図り、生きがいを高める事業
- (3) 地域の絆を深め、仲間意識を高揚する事業

利用できない事業は下記の事業です。

- (1) 温泉等での慰安遊興を目的とする場合
- (2) 営利又は政治活動を目的とすると認められる場合
- (3) **特認団体がその構成員のみで事業を実施する場合**
- (4) **参加人員が25名に満たない場合**

※ただしあらかじめ認定申請時に中型・小型バスを利用する申請があれば15名以上で事業を実施することが可能です。

利用の条件

- ◆ 1団体年2回まで利用可能です。
- ◆ 1回あたりの台数制限はありません。

- ◆ 運行距離や利用時間の制限もありません。

補助対象経費

- ◆ バスの借上に必要な経費（バス代、バスガイド代、添乗員費、乗務員費）が補助対象となります。
- ◆ 有料自動車道の通行料金、駐車料金は含みません。

補助の額（バス1台あたり）

- ◆ 補助金として、70,000円を上限に交付します。（1,000円未満切り捨て）
- ◆ 利用の際には、基本自己負担額として5,000円の負担が必要となります。
- ◆ 国や他自治体の補助金等本制度以外の割引が適用されている場合には、総事業費に占める補助対象額の割合に応じて割引額を按分の上、補助金額を計算します。
- ◆ 計算例

（1）本制度以外の割引が適用されていない場合

借上料が45,000円以下の場合	借上料が45,000円を超える場合
借上料 — 5,000円	基本補助額 40,000円・・・① 加算補助額 45,000円を超える額の1/2・・・② ※①+②の上限は70,000円

（2）本制度以外の割引が適用されている場合

【以下の内訳の場合（例）】

補助対象額 ¥132,900 (◎)

品目	金額
大型バス	116,400
バスガイド	16,500
高速料金	12,200
昼食	130,800
合計額（割引前）	275,900 (△)
割引	-47,541 (□)
合計額（割引後）	228,359

- ① 合計額（割引額）に占める補助対象額の割合を計算

$$\frac{\text{補助対象額 } ¥132,900 \text{ (◎)}}{\text{合計額（割引前） } ¥275,900 \text{ (△)}} = 0.484$$

⇒ 0.48 (★) ※小数点第3位以下四捨五入

- ② 割引額のうち、補助対象額の割合に対応する金額を計算

$$47,541 \text{ (□)} \times 0.48 \text{ (★)} = 22,819.6$$

⇒ 22,820 (■) ※小数点以下四捨五入

* 割引額 47,541 円のうち、補助対象額の部分からは 22,820 円割引されたものとみなす

- ③ 割引後の補助対象額を計算

$$132,900 \text{ (◎)} - 22,820 \text{ (■)} = 110,080 \text{ (◇)}$$

- ④ 「（1）本制度以外の割引が適用されていない場合」の

計算式の「借上料」に割引後の補助対象額 (◇) を当てはめて補助金額を計算

利用の方法

- ① いきいき福祉バス団体登録を行う。）
- ◆ 福祉政策課まで提出してください。
 - ◆ 先に団体登録のみ行うことも可能です。
 - ◆ 提出期限は、事業実施1か月前までです。
 - ◆ なお、補助対象者（1）～（6）の団体は、①の省略が可能です。

(提出書類)

- ・いきいき福祉バス団体登録申請書（様式第1号）
必要事項を記入し、地区社協・地区民児協・地域包括支援センター等の確認を受ける
- ・団体規約
- ・構成員（役員）名簿
- ・団体の活動内容がわかる書類（前年度の活動報告または今年度の活動予定等）

- ② 各利用団体で、バス事業者等に対して、利用日の予約等を行う。
- ◆ バス事業者の指定はありません。各団体でお選びください。
 - ◆ [石川県バス協会加盟事業者](#)、[貸切バス安全性評価認定事業者](#)の利用をお勧めします。
- ③ 事業を実施する日の属する月の前月20日までに、金沢市いきいき福祉バス借上費補助金認定申請書を金沢市福祉政策課あて提出

(提出書類)

- ・「金沢市いきいき福祉バス借上費補助金認定申請書」
- ・前年度の活動報告か今年度の活動予定（補助対象者の(7)(8)に該当する団体が毎年初回利用時のみ）

- ④ 申請内容の審査を行い、認められれば、市から[金沢市いきいき福祉バス借上費補助金認定通知書](#)を送付

⑤ 認定申請書に記載した内容の補助事業を実施

⑥ 事業実施後 15 日以内に、補助金交付申請書を金沢市福祉政策課あてに提出

(提出書類)

- ・ 補助金交付申請書 (様式第 2 号)
- ・ 補助事業の経費の配分 (別紙 1)
- ・ 補助事業の効果 (別紙 2)
- ・ 収支決算書 (別紙 3)
- ・ 補助事業の結果報告書 (別紙 4)
- ・ いきいき福祉バス借上料領収書 (写し)
※宛名がいきいき福祉バス制度の申請団体名と一致しているもの
- ・ バス事業者の請求書 ※合計額が領収書の金額と一致しているもの
- ・ 事業報告写真 (適当数) ※参加人数、場所が確認できるもの
※人数が確認できない場合は補助が受けられない場合がありますのでご注意ください。
- ・ 請求書
※金沢市指定のもの
※いきいき福祉バス制度の申請団体名と口座名義とが異なる場合はご連絡ください。

⑦ 申請内容の審査を行い、認められれば、市から補助金の交付決定及び額の確定通知書を送付

⑧ 指定口座に補助金を入金

※ 提出書類は、福祉政策課窓口でのお渡し、HP からダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

金沢市福祉健康局福祉政策課

地域福祉係 武部

電話：220-2278

FAX：260-7192